

















することを必要と認めた場合はこの限りではない。

5 部会長は、部会で決議した事項については、次の審議会に報告しなければならない。

#### 第5 補 則

この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

#### 附 則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。

